

三原市立中学校の部活動の地域展開

「三原市認定地域クラブ」設立の手引き



令和8年7月
三原市教育委員会

問い合わせ先

○部活動及び三原市認定地域クラブ活動（文化芸術活動）に関すること
三原市教育委員会 学校教育課（TEL：0848-67-6155）

○三原市認定地域クラブ活動（スポーツ活動）に関すること
三原市教育委員会 スポーツ振興課（TEL：0848-64-7219）

1 目的

将来にわたり生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ環境を確保するため、これまで学校部活動として実施されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える「部活動の地域展開」を進める必要があります。

「部活動の地域展開」にあたり、一定の要件を満たした団体を三原市教育委員会が認定する「三原市認定地域クラブ制度」を導入します。

2 「三原市認定地域クラブ制度」の概要

(1) 対象とする活動

現在の部活動で実施されている種目等に限定せず、スポーツ・文化芸術に関する活動全般とします。

(2) 「三原市認定地域クラブ」の認定要件

認定要件は主に次のア～ケのとおりです。

認定要件のいずれも満たす団体を「三原市認定地域クラブ（以下「認定クラブ」という。）」として認定します。

なお、認定要件の詳細は、三原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（以下「認定クラブ要綱」という。）における三原市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）を確認してください。

ア 活動方針

(ア) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること。

(イ) 競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保すること。

イ 参加対象の生徒

(ア) 三原市内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。

(イ) 競技力強化等の観点等から広域から生徒を集めることは認められない。

(ウ) 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

ウ 活動時間

(ア) 1日あたりの活動時間は週休日及び休日は3時間以内、平日は2時間以内であること。

エ 休養日

(ア) 週休日のみ活動する場合は土日どちらか、平日も活動する場合は週2日以上を休養日とすること。

オ 参加費等

(ア) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等とすること。

※参加費の目安：週1日、月4日の活動の場合…月額1,000円～3,000円程度

カ 指導者

- (ア) 市教育委員会等が実施する研修を受講し、市教育委員会に登録された「認定地域クラブ活動指導者」が指導を行うこと。
- (イ) 持続的、安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として複数の指導人材が携わること。

キ 安全確保

- (ア) 生徒及び指導者が補償保険及び賠償責任保険に加入すること。
なお、加入する保険の補償内容は、公益財団法人スポーツ安全保険協会の「スポーツ安全保険」と同等以上とすること。
- (イ) 事故等が発生した場合の対応方法や連絡体制を明確化していること。

ク 適切な運営体制

- (ア) 認定クラブの規約を作成・公表すること。
- (イ) 営利を目的とした運営ではないこと。

ケ 学校・関係団体等との連携

- (ア) 生徒の加入状況を生徒の在籍する中学校及び三原市教育委員会と共有すること。
- (イ) 認定クラブ活動の活動方針、指導方針、スケジュール等（以下「活動方針等」という。）を生徒の在籍する中学校へ市教育委員会が情報提供することに同意すること。また、スポーツ活動を行う認定クラブについては、同じ種目が三原市体育協会の加盟団体で実施されている場合、活動方針等について同加盟団体へ情報提供することに同意するとともに、必要に応じて連携すること。

(3) 参加対象地域

各認定クラブの参加対象地域は、市内全域とします。（「中学校区」といった地域毎に限定することはできません。）

(4) 活動場所

活動場所や活動場所への移動等は、次のア～オのとおりとします。

- ア 活動場所は、認定クラブが設定します。
- イ 認定クラブが学校体育施設を利用する場合には、市教育委員会における優先予約及び減免の対象とします。なお、優先予約にあたり、他に定期的な利用団体がある場合には、市教育委員会が予約の調整を行います。
- ウ 社会体育施設については、学校体育施設では認定クラブ活動が実施できない場合等に、優先予約等の対象とします。
- エ 文化芸術活動団体が学校の校舎を利用する場合は、市教育委員会が各学校と使用の調整を行います。
- オ 活動場所への移動は、生徒自身もしくは保護者による送迎とし、認定クラブ数の増加や活動地域の拡大を図ることにより、生徒が参加しやすい環境を確保します。

(5) その他の運営内容

次の内容については、認定クラブで行ってください。

参加申込受付、参加費等の徴収、指導者及び参加者の保険加入、各種大会への参加申込、学校施設以外の施設予約、認定クラブの会計事務、その他認定クラブの活動に関する内容

(6) 認定申請の手続

ア 申請方法

認定を希望する団体は、次の(ア)～(オ)の書類を市教育委員会へ提出又は市教育委員会のHPからの電子申請により申請を行ってください。

(ア) 三原市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(認定クラブ要綱様式第1号)

(イ) 三原市認定地域クラブ活動認定要件確認書(認定クラブ要綱様式第2号)

(ウ) 団体規約、役員名簿(任意様式)

※団体規約には、次の内容を規定していること。

- ・団体の目的
- ・役員(代表、副代表、会計、監事)の選任・解任に関する事
- ・総会の運営など団体の意思決定に関する事
- ・会員の入退会、参加費等に関する事
- ・予算・決算の審議・承認に関する事

(エ) 年間活動計画書(任意様式)

(オ) 収支予算書(任意様式)

イ 認定の通知

市教育委員会による審査後、申請団体に対し、認定の通知を行います。

(7) 認定期間

3年間(認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末)とします。

(8) 指導助言及び認定取消

ア 指導助言

市教育委員会は、認定クラブが次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行います。

(ア) 「(2) 三原市認定地域クラブの認定要件」を欠くに至ったと認めるとき。

(イ) 法令又は規約に違反していると認めるとき。

(ウ) 運営が著しく適正を欠くと認めるとき。

イ 認定取消

市教育委員会は、認定クラブが次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合は、認定を取り消します。

(ア) 不正な手段等により認定を受けたとき

(イ) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき

(ウ) 認定クラブの実施主体等から認定取消の申出があったとき

(9)「三原市認定地域クラブ活動指導者」の登録

ア 登録要件

登録指導者の主な登録要件は次のとおりです。

登録要件のいずれも満たす指導者を「三原市認定地域クラブ活動指導者（以下「登録指導者」という。）」として登録します。

なお、登録要件の詳細は、三原市認定地域クラブ活動指導者の登録に関する要綱（以下「登録指導者要綱」という。）における誓約書（様式第2号）を確認してください。

(ア) 認定クラブの趣旨を理解し、そのために必要な資質・能力を備えたものであること。

具体的には、市教育委員会が定める研修を受講したものであること。

なお、公認スポーツ指導者資格等の公的資格の取得の有無は問わないが、指導する活動において公的資格がある場合は、積極的な取得に努めること。

(イ) 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者。

(ウ) 登録申請の時点で18歳以上であること。

イ 登録申請の手続

(ア) 申請方法

登録を希望する人は、次のa・bの書類を市教育委員会へ提出又は市教育委員会のHPからの電子申請により申請を行ってください。

a 三原市認定地域クラブ活動指導者登録申請書（登録指導者要綱様式第1号）

b 誓約書（登録指導者要綱様式第2号）

(イ) 市教育委員会による審査後、登録申請者に対し、市教育委員会が実施する研修の案内を行います。

(ウ) 市教育委員会の研修受講後、登録申請者に対し、登録の通知を行います。

ウ 有効期間

3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末）とします。

エ 不適切行為への対応

登録指導者による不適切行為が発覚した場合、市教育委員会は事実確認を行い、その行為が事実と認定された場合は、登録指導者への注意や登録取消の措置を講じます。

3 活動に対する三原市教育委員会の支援

(1) 生徒・保護者等への情報提供

認定クラブについて、生徒・保護者等へきめ細かな情報提供を行います。(市教育委員会 HP、すぐーる等)

なお、認定クラブの詳細(団体名、活動内容、活動日、活動場所、参加費等)については、市教育委員会 HP へ掲載します。

(2) 認定クラブの運営等への公的支援

ア 休日の活動に対する助成

休日に活動する認定クラブに対し、助成を行います。

なお、詳細は別途お知らせします。(令和8年10月を予定)

(ア) 対象経費

休日の活動に要する経費(人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金)

(イ) 助成額

次の a 又は b のいずれかの低い額

a 国の定める補助単価

【令和8年度の補助単価(参考)】

No.	参加生徒数及び 指導者配置人数	活動分野	月4回程度 活動	月3回程度 活動	月2回程度 活動	月1回程度 活動
1	参加生徒数 27 人以上で 指導者を 3 人以上配置	スポーツ	673 千円	550 千円	427 千円	305 千円
		文化	691 千円	569 千円	446 千円	323 千円
2	参加生徒数 13 人～26 人で 指導者を 2 人配置	スポーツ	576 千円	475 千円	373 千円	272 千円
		文化	596 千円	494 千円	393 千円	291 千円
3	参加生徒数 5 人～12 人で 指導者を 1 人配置	スポーツ	423 千円	356 千円	290 千円	224 千円
		文化	443 千円	377 千円	311 千円	245 千円

b 休日の活動に要した経費から参加費等の収入を引いた額

(ウ) 手続き

認定クラブが市教育委員会へ必要書類を提出し、市教育委員会が審査を行った後、交付を決定します。

(エ) 助成金の支払い

認定クラブが市教育委員会へ実績報告書を提出し、市教育委員会が助成金を交付します。

イ 学校体育施設の優先予約、照明使用料の減免

認定クラブが学校体育施設を利用して活動する場合、通常の予約期間（利用日の3箇月前）以前に年間を通して優先予約を行います。また、照明使用料については免除します。

なお、詳細は別途お知らせします。（令和8年10月を予定）

(3) 生徒保険料の公費負担

生徒の保険料は公費負担とします。

なお、生徒の保険料は、認定クラブが保険会社等へ全員分を一括して支払い、その費用は認定クラブの休日の活動に対する助成に含めるものとします。

(4) 経済的困窮世帯の生徒への支援

経済的困窮世帯の生徒に対し、活動参加への補助を行います。

ア 対象世帯

(ア) 生活保護世帯

(イ) 住民税非課税世帯

(ウ) 次のいずれかに該当する世帯

児童扶養手当の受給、市民税の減免、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予、国民年金保険料の免除

イ 補助対象経費

認定クラブの参加費

ウ 手続き

対象世帯が市教育委員会へ「三原市認定地域クラブ活動助成申請書」及び領収書の写し等を提出し、市教育委員会が内容を審査した後、対象世帯へ実費分を交付します。

(5) 認定クラブへの従事を希望する教師等の兼職兼業許可

認定クラブへ従事を希望する教師等に対し、一定の要件を満たした場合、兼職兼業の許可を行うことができるものとします。

3 活動開始までのスケジュール

日程		内容
令和8年度	7/1~9/30	認定クラブ・指導者の申請受付
	10月	指導者研修会の開催、認定クラブ・指導者の登録
	11月	学校体育施設の優先予約
	1月~3月	認定クラブの参加者募集（対象：現在の中学1・2年生）
	3月	休日の部活動の廃止
令和9年度	4月	認定クラブの活動開始